

# ブログを公開する前に



最近、インターネット利用が日常的になり、利用できるサービスもホームページ閲覧から、掲示板やブログでの写真や動画の共有などのコミュニケーションを中心とした利用に拡大してきました。誰でも容易にブログが作成できるようになり、携帯電話から写真をアップロードすることも簡単にできるようになってきました。ブログなどの情報発信型サービスや、ソーシャルネットワーキングサービスなどのコミュニケーションサービスが注目を集め、企業でも積極的なユーザー獲得が行われるようになりました。その中で、適切な管理のもとで行われている情報発信に混じって、個人による無秩序なブログ記事やモラルに反する内容が多く見られるようになってきました。時には法律に反する行為や記事も見られ、トラブルになったりするケースもあります。

## インターネットは公の場である

個人のブログでもインターネットに公開するということは、公の場に情報を公開するということです。公開する内容は「公衆送信されている」こととなります。つまりテレビやラジオ、新聞といったメディアと同じです。ただし、これらのマスメディアと大きく異なるのが「双方向性」があることで、ブログに書いた内容に対して、読者がコメントを付けることができ、さらにそのコメントも公開される仕組みになっているところです。インターネットが公の場というのは、要するに一般の社会と同じであると考えてもよいでしょう。そこには善人も悪人もいるし犯罪者もいます。銀行もあるし会社もあり実際にものを売ったり買ったり、お金を動かすこともできます。そのインターネットにブログを公開するということは社会的な情報発信をするということになり、憲法で保障されている権利や法律あるいは各地方自治体の条例などが、一般社会と同じように適用されることになるのです。



## インターネットは匿名ではない

よくインターネットは匿名で情報発信できるといわれます。しかし、それは厳密には匿名性の高い方法で情報発信できるということであって、郵便でも匿名で手紙を出したりすることができるのと同じです。通常的使用方法では、情報の転送記録をたどることができればどのパソコンから送信したものが特定できます。さらに、そのパソコンの記録を調べることでユーザーが特定できます。もちろん、転送記録が残っていないと調べられないのは、手紙の場合も同じことです。ただし、ブログの場合、匿名手紙と違うのはその内容がすべて公開されているということです。ブログの内容には個人を特定できる情報が含まれていることが多いので、転送記録を調べなくても、公開されている記事の中にある近所の様子や職場や学校についての話題から、そのブログを書いている個人が判明することがあります。ブログに掲載した写真や動画の背景にビル名や店名などが写っていれば、どこの場所で撮影したかがわかります。情報が多ほど個人は特定しやすいのです。ブログを書くということはそういう個人情報を提供することでもあるのです。

## インターネットはみんなが見ている



ブログで個人の考えを述べたために、多くの人から批判を受けて収拾がつかなくなったりすることがあります。あるいは掲示板で書いた内容に対して他のユーザーから一斉に非難されたりすることもあります。また、無意味な書き込みや勝手な広告などのリンクが書き込まれたり、ウイルスなどを埋め込んだ悪意のある書き込みをされたりすることもインターネットでは起こります。自分と同じ考えの人だけが見ているとは限りません。善人も悪人も友人も見知らぬ他人もみんなが見ています。匿名で書いているつもりが、知らない人から「あなたのブログ見えますよ」といわれるかも知れません。社会的常識に欠けた発言や、反社会的な発言をしないよう、発言することによる社会的な影響などを考えて慎重に発言することが大切です。インターネット上のブログは仲間内の掲示板や個人の日記と同じではありません。

## インターネットに公開した情報は消せない

ブログなどで公開した情報だけでなく、Winny などから流出した情報も、オンラインショップでの買い物リストも、いったんインターネットに流れた情報は完全に消すことはできません。たとえ自分のパソコンやブログから削除しても、検索サイトやそのページを見た個人のパソコン内には、全く同じ情報が保存されています。デジタル情報はコピーが容易な上に情報の劣化がないので、自分が削除したつもり情報がどこか別のところで勝手に公開されて一人歩きしている可能性もあります。自分が忘れていたようなことが、別の所に公開されているかも知れません。ブログやソーシャルネットワーキングサービスなどでのプロフィールや写真の公開は、それだけリスクが大きいということを知った上で慎重に行うべきです。



## インターネットは仮想社会ではない



インターネット上は仮想社会であって現実社会とは別世界と考えている人はいないでしょうか。その考えは間違いです。それどころか、場合によっては現実社会以上に現実社会に影響を与えることがあります。例えば、バス停で会社の出来事を話しても実際には自分や会社に影響が出ることはほとんどありません。しかし、ブログに会社の出来事を書いたために解雇されたり、会社自体が社会から批判を受けたりすることが実際に起こっています。そういう意味ではインターネットは現実社会と強く結びついた現実社会の一部であり、今や現実社会で無視できない影響力をもった情報メディアであるということが出来ます。ブログを公開するということは、そういう影響力を行使することであり、そこで行われるコミュニケーションもインターネット上の社会で閉じているわけではなく、現実社会の人間同士のコミュニケーションにつながっているということです。メッセージの向こうには人間がいることを意識してインターネットを利用しましょう。

## ブログを公開する前に知っておくべき権利と主な法律

### 1. 肖像権

肖像権とは「自己の肖像画や肖像写真を無断で描かれまたは撮影され、公表されるのを拒否する権利」で、肖像権法のような法律があるわけではないが、憲法第 13 条に定める権利にもとづいて派生する権利と考えられている。例えば、撮影の許可を得るだけではその写真をブログで公開することはできない。ブログでの公表許可を得なければ、肖像権の侵害となる。

- 憲法第 13 条** **【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利】**

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 2. パブリシティ権

パブリシティ権とは、タレント等の有名人の氏名・肖像を財産的に利用する権利で、肖像権がプライバシーの保護が目的であるのに対し、パブリシティ権は有名人の氏名・肖像が持つ経済的利益の保護が目的である。有名人の氏名・肖像は、コマーシャルに利用すること等により商品の販売を促進する力を有しており、有名人は、この顧客吸引力のもつ経済的な利益及び価値をコントロールする権利を有する。勝手に作ったブログに有名人の公認サイトであるかのように名前を使ったり、町で撮った有名人の写真をブログに無断で載せたり、雑誌の有名人の写真を無断で改変してブログに掲載したりすることは、パブリシティ権の侵害となる。

### 3. プライバシー権

プライバシー権とは、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されない。」とする考えで、やはり憲法第 13 条を根拠としている。さらに近年、『個人情報の保護に関する法律』に見られるように「自己に関する情報をコントロールする権利」もプライバシー権に含まれると考えられている。他人の過去や趣味嗜好などをブログに書いたことでプライバシー権の侵害となることがある。

### 4. 著作権

著作権は『著作権法』で保護されている権利で、著作権者の権利は、「著作者人格権」と「著作財産権」に区別される。「著作者人格権」には公表権、氏名表示権、同一性保持権があり、第三者に譲渡することはできない。「著作財産権」には複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権・伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権があり、これらは譲渡できる権利である。その他「著作隣接権」というものがある。これは、著作物の創作者ではないが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利である。自分のブログに他人の著作物を無断で掲載した場合、公表権だけでなく複製権や公衆送信権の侵害になり、それが音楽や映画であれば著作権者だけでなく著作隣接権を持つ製作会社や放送局の権利を侵害していることになる。5 年以下の懲役、もしくは 500 万円以下（法人の場合 1 億 5 千万円以下）の罰金、または懲役と罰金の併科となる。また、引用の場合であっても、氏名表示権や同一性保持権を侵害しないように注意する必要がある。著作権フリーとあっても、法律上「著作者人格権」は放棄することができない権利なので、特に「著作者人格権」には配慮する必要がある。なお、たとえ石ころの写真であっても、撮影者に著作権がある。従って人物写真の場合、写っている人の肖像権だけでなく、その写真を撮った人の著作権もクリアしなければブログなどに掲載することはできない。他人に撮ってもらった自分の写真でも、撮影者の了解がないと利用できない。

### 5. 意匠権・商標権

企業が使うロゴマークや商品のデザインなどは、ほとんど『意匠法』や『商標法』あるいは『不正競争防止法』で知的財産として保護されている。したがってこれらを勝手に利用することは意匠権や商標権を侵害することになる。

### 6. 名誉毀損罪

『刑法』第 230 条「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」ここでいう「事実の指摘」とは真偽を問わないので、他人の良くない噂をブログに掲載することは名誉毀損罪になる。

### 7. 侮辱罪

『刑法』第 231 条「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」自分のブログで他人を誹謗中傷する悪口を掲載することは侮辱罪にあたる。また、他の人のブログや掲示板に、誹謗中傷を書き込むことも侮辱罪になる。インターネットに情報を公開することは「公然と」情報を掲載することになる。

### 8. 業務妨害罪

『刑法』第 233 条「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」ブログに飲食店の情報や商品の情報を掲載しているサイトは多い。このようなブログに、商品が腐っているとか欠陥商品を販売しているなどという嘘や噂を掲載することは、業務妨害罪にあたることがある。

### 9. 風説の流布

『証券取引法』第 158 条「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」最近オンライントレード利用者が増え、自分の取引状況を公開するブログや株価情報を話題にする掲示板も存在する。しかしブログ上で株価操作を目的として嘘や噂を書き込むことは禁止されている。違反すると第 197 条「5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金または併科が科せられる。」会社情報などをブログに書く際には、たとえ利益目的でなくとも注意する必要がある。

### 10. ストーカー

『ストーカー行為等の規制等に関する法律』第 13 条「ストーカー行為をした者は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」ネットストーカーと呼ばれるストーカー行為がある。ブログに執拗に名誉を害する書き込みをしたり、本人しか知り得ない行動を書き込んで監視下にあると思わせたり、メールを繰り返し送りつけたりする行為は、ストーカー行為と見なされる。また、ブログに掲載されている写真を見て一方的に好意を寄せてストーカーとなるケースや、コメントにハートマークを付けて返信したためにストーカー被害に遭うケースなど、安易な情報発信が不要な誤解を生みストーカー被害を招くこともあるので、掲載する内容には注意が必要である。ブログに掲載されている情報から、住所を調べて待ち伏せするといった事例も報告されている。

### 11. なりすまし

他人の ID とパスワードを利用して、掲示板やブログに書き込みをする行為は、不法行為である。『不正アクセス行為の禁止等に関する法律』第 3 条「何人も、不正アクセス行為をしてはならない。」違反した場合、第 8 条「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」また、他人の ID やパスワードを本人の承諾を得ずに教えることは第 4 条で禁止されている。これに違反した者は第 9 条で 30 万円以下の罰金と定められている。このほか、ブログにメールアドレスを掲載したため、そのアドレスで迷惑メールを送信されたりすることもある。あるいは、本人が知らないところで、本人になりすまして掲示板に書き込みされたりすることもある。この場合、犯人を特定するメールの転送記録やアクセスしている IP アドレスなどの情報を、プロバイダなどに開示請求するには、『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律』第 4 条に定める要件を満たす必要がある。具体的には「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」と「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。」に限られている。また、この法律には、第 3 条に権利侵害情報の削除要求に対するプロバイダの対応も規定されている。
　ブログサービスを提供している事業者は、たいていサービス利用規程などを別に定め、他人の権利侵害が明らかな書き込みや違法な書き込みは削除できるようにしているところもあるが、逆に自己責任で事業者は関与しないというケースもある。

<p><b>権利と法律（1）守られるべき権利</b></p> 肖像権… 憲法第 13 条 パブリシティ権… 肖像権から派生肖像パブリシティ権擁護監視機構（JAPRPO） プライバシー権… 憲法第 13 条 個人情報保護に関する法律 著作権… 著作権法　社団法人著作権情報センター（CRIC） 意匠権・商標権… 意匠法・商標法
<p><b>権利と法律（2）不法行為の禁止</b></p> 名誉毀損罪、侮辱罪、業務妨害罪… 刑法 風説の流布… 証券取引法 ストーカー行為等の規制等に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、不正競争防止法
<p><b>権利と法律（3）管理側の責任</b></p> 民法… 第 5 条未成年者の法行為　… 第 709 条不法行為による損害賠償　… 第 820 条監護及び教育の権利義務 プロバイダ責任制限法、電気通信事業法
<p><b>権利と法律（4）周辺の法律</b></p> 少年法、児童買春禁止法、消費者契約法、電子消費者契約法、特定商取引法 薬事法、出会い系サイト規制法、迷惑メール防止法、無限連鎖講の防止に関する法律